

平成24年（行ウ）第3号

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦
被 告 鳥 取 市

原告第1準備書面

平成24年7月5日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦

第1 訴状の訂正

被告第1準備書面第2第1項にある通り、甲・乙事件について審査会に諮問した日付が誤っているため、訴状を次のとおり訂正する。

- 1 第2第1項「事実経過」（甲事件）（5）にある、鳥取市長が審査会へ諮問した日付を「平成22年11月25日」から「平成22年11月15日」に訂正する。
- 2 第2第1項「事実経過」（乙事件）（4）にある、鳥取市長が審査会へ諮問した日付を「平成22年12月22日」から「平成22年11月25日」に訂正する。

また、番号付けを誤った部分があるため、次のとおり訂正する。

- 3 第2第1項の後の「1 本件甲処分，本件乙処分の違法性」は「2 本件甲処分，本件乙処分の違法性」と改め、これを第2項とする。

第2 被告第1準備書面に対する反論

- 1 第1「本案前の申立の理由」について

本件各非開示処分は違法であるので、本件処分の取消を求めることには理由があり、本件非開示情報の開示処分の義務付けをもとめることは適法である。

2 第2「請求の原因に対する認否等」第2項について

鳥取市情報公開条例（乙1号証、公開条例）第10条は開示請求に対して存否を明らかにすると、不開示情報を開示することになる場合に存否応答拒否できるというものである。ここでいう不開示情報は公開条例第7条各号で定義される情報である。そして、本件の場合、具体的には「下味野地区に同和地区があるか否か」という情報（本件情報）のことである。

本件情報が公開条例第7条各号が定義する不開示情報に該当しない理由は、訴状第2第2項「本件甲処分，本件乙処分の違法性」（甲事件）に述べた通りである。

また、詳細は後述するとおり本件情報を公開条例により公にすることで、個人の権利利益を害するおそれはない。

3 第2「請求の原因に対する認否等」第3項について

鳥取市個人情報保護条例（乙3号証、保護条例）第18条は開示請求に対して存否を明らかにすると、不開示情報を開示することになる場合に存否応答拒否できるというものである。ここでいう不開示情報は保護条例第15条各号で定義される情報である。そして、これは前述の本件情報と同一である。

本件情報が保護条例第15条各号が不開示情報に該当しない理由は、訴状第2第2項「本件甲処分，本件乙処分の違法性」（乙事件）に述べた通りである。

第3 本件情報を公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがない理由

まず、大前提として下味野地区に同和地区があることは事実である。

下味野に同和地区が存在することは鳥取市においては、“あまりに有名過ぎる”話である。

その事実は、少なくとも同和対策事業が実施されて以降は隠されたことはなく、むしろ積極的に住民に知らされてきた。

それらの根拠は、次に説明する通りである。

1 下味野の「同和地区」と「被差別部落」について

「被差別部落」という用語があるが、これは「同和地区」という用語とほぼ同義である。これについては、御庁平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件の弁論の際に鳥取県が「「同和地区」とは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象となっていた地域である。ただし、「同和地区」という言葉は、同和対策事業特別措置法の成立（昭和44年）以前から、被差別部落を指す行政用語として使用されていた言葉である」と説明している（甲17）。

ただし、原告が知るかぎり下味野の同和地区の範囲が行政により厳密に設定されたことはなく、あくまで小集落改良事業や同和減免のような事業ごとに、事業対象区域として設定されたものと承知している。

平成13年8月1日に「下味野部落史研究会」から「ムラのあゆみ1」（甲18）という冊子が鳥取県立公文書館に寄贈されている。この冊子の17ページには、下味野の旧赤池集落が被差別部落であることが書かれているが、同公文書館で誰でも読むことができる（甲19）。従って、下味野に被差別部落が存在することは少なくとも慣習として公にされてきたと言える。

下味野を地図（甲20の1、2）で見て、東側にある集落の、甲20の1に点線で囲った部分が赤池と呼ばれた被差別部落の範囲である。そう言える根拠は次のとおりである。

まず昭和22年の航空写真（甲21の1）を見ると現在の下味野は明確に3つの集落に分かれている。それは西側の山沿いにある篠田と、中央にある旧下味野本村、そして東側の旧赤池である。

航空写真を年を追って見ると、もとより千代川の西側の地域は人口の移動が少なく、他の集落の形はあまり変わっていないが、旧赤池は昭和51年（甲21の5）から54年（甲21の6）にかけて急激に広がっている。これは小集落改良事業によるもので、同和対策として行われたことは鳥取市では公知のこ

とである。

甲20の2にある通り、旧赤池には甲18の19ページに書かれている「老人会館」がある。そして老人会館の近くには小集落改良事業の記念碑（甲22の1）と、甲18の27ページに写真がある、部落解放同盟鳥取県連合会書記長・同中央本部執行委員であった故前田俊政氏の銅像がある（甲22の2, 3）。

また、甲20の2ある下味野集会所は平成23年5月まで「同和地区及びその周辺地域」「同和地区住民及びその周辺住民」のためとされる施設であった（甲23の1, 2, 3）。

このことから、東側の集落が被差別部落であったことは客観的に見ても明らかである。そして、「部落」とは住宅のある地域のことであるから、被差別部落の形成が江戸時代に起因し、小集落改良事業が行われるまで集落の形にほとんど変化がなかったと仮定すると、甲20の1に点線で囲った部分（昭和22年に住宅があった部分）が厳密な意味での「被差別部落」ということになる。

2 同和地区の場所が学校で教えられてきたことについて

原告が経験しているところでは、校区内に下味野がある美和小学校では同和地区の場所がどこにあるか教えられてきた。その証拠が、昭和52年12月の「部落解放」（甲24）の記述である。

甲24の68, 69ページには美和小学校の6学年で行われた教育の内容が書かれている。まず、「広島北久保」（広島県尾道市北久保のこと）と具体的な同和地区名を出して、授業の題材としている。

教師による「こんな差別を受けている所が美和の校区にもあるだろうか」という問いに、児童が「美和では下味野と倭文東で昔から差別されてきた村です」と答える場面がある。さらに、教師は「その言いにくいことをはっきりと言えるように」と、同和地区の場所を明らかにすることを奨励する指導をしていた。

これについて詳しく説明すると、少なくとも当時の美和小学校での下味野の

同和地区の呼称は「下味野」であり、同和地区ではない旧下味野本村は「西下味野」という呼称で区別されていた。倭文も行政区内に2つの集落があり、同和地区の呼称は「倭文東」で、そうでない方は「倭文西」と呼ばれていた。

こういった授業はいわゆる「寝た子を起こす」と呼ばれる教育である。原告慎太郎は平成元年、原告龍彦は平成3年に美和小学校を卒業しているが、その当時も同様の教育が行われていたものと記憶している。

3 同和対策事業は同和地区の場所を明らかにして行われてきたことについて

同和地区の場所を明らかにするかどうかということについては昔から賛否があったが、「明らかにすることで問題を解決する」という方針で行われたのが同和対策事業である。

甲25は「同和対策審議会答申」であるが、一般に知られている答申本文だけではなく、付属資料付きのものである。これは社団法人部落問題研究所が内閣総理府から提供を受けた資料を製本して会員に配布したものである。

甲25の110ページには、当時行われた「同和地区精密調査」と呼ばれる抽出調査の対象となった同和地区名が列挙されている。さらに、同333ページには当時同和対策事業の対象とされた岡山県内の同和地区名が列挙されている。

このことから、同和地区であるかどうかを公にするとその地域の住民や出身者が差別を受けるといふ被告の主張は誤りで、同和地区の場所を公にして事業を行うことで、差別を解消するということが、同和対策事業の目的である。

甲26はこの「同和地区精密調査」の報告書である。当時の同和地区の様子が非常に詳細に記録され、調査対象地区の略図が掲載されている。この文書は国立公文書会において公開文書として扱われており（甲27）、誰でも閲覧が可能である。

甲25や甲26の情報が公開されたことにより、対処地域の住民や出身者が差別を受けている証拠はない。

第4 被告への求釈明

一般的なこととして、鳥取市内で平成22年度と23年度の同和対策固定資産税・都市計画税減免を受けた住民は、自分がその対象者であることをどうやって知ることができたのか、その住民が対象者であることを被告はどうやって判断したのか、それぞれについて回答されたい。

証 拠 説 明 書

平成24年7月5日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲17	平成19年(行ウ)第9号公文書不開示処分取消等請求事件被告第1準備書面	写し	H20.2.29	鳥取県	同和地区と被差別部落という用語がほぼ同義であること
甲18	ムラのあゆみ1	写し	H13.7.15	下味野部落史研究会	下味野に被差別部落があることが出版物に書かれていること
甲19	鳥取県立公文書館目録	写し	H24.6.16	鳥取県立公文書館	「ムラのあゆみ1」が鳥取県立公文書館に所蔵されていること
甲20の1	Yahoo地図	写し	H24.6.16	Yahoo Japan	下味野の被差別部落の区域。点線は原告龍彦によるもの
甲20の2	Yahoo地図	写し	H24.6.16	Yahoo Japan	下味野の詳細地図
甲21の1	航空写真	写し	S22.11.03	国土地理院	下味野の変遷
甲21の2	航空写真	写し	S23.4.12	国土地理院	下味野の変遷
甲21の3	航空写真	写し	S39.5.8	国土地理院	下味野の変遷
甲21の4	航空写真	写し	S45.5.15	国土地理院	下味野の変遷
甲21の5	航空写真	写し	S50.5.7	国土地理院	下味野の変遷
甲21の6	航空写真	写し	S54.8.10	国土地理院	下味野の変遷
甲21の7	航空写真	写し	S56.7.17	国土地理院	下味野の変遷

号	証	標	目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲21の8		航空写真		写し	S59.5.23	国土地理院	下味野の変遷
甲21の9		航空写真		写し	H1.5.27	国土地理院	下味野の変遷
甲21の10		航空写真		写し	H21.8.18	国土地理院	下味野の変遷
甲22の1		小集落改良事業の記念碑		写し	H24.4.27	原告龍彦	下味野で小集落改良事業が行われたこと
甲22の2		故前田俊政像		写し	H24.4.27	原告龍彦	「ムラのあゆみ1」に出てくる前田俊政氏の銅像が下味野にあること
甲22の3		故前田俊政像横の碑文		写し	H24.4.27	原告龍彦	前田俊政氏が部落解放同盟の役員で、下味野の出身であること
甲23の1		鳥取市集会所管理規則		写し	H15.3	被告	鳥取市下味野集会所が同和対策目的の施設であったこと
甲23の2		鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則		写し	H16.10.29	被告	鳥取市集会所管理規則の変遷
甲23の3		鳥取市集会所管理規則の一部を改正する規則		写し	H23.5	被告	鳥取市集会所管理規則から同和対策目的であることが削除されたこと
甲24		部落解放1977年12月号		写し	S52.12	解放出版社	美和小学校で被差別部落の場所が教え、明らかにする指導が行われていたこと
甲25		同和対策審議会答申		写し	S40.8.11	同和対策審議会	同和対策審議会答申の付属資料に同和地区名が列挙され、公開されていたこと
甲26		同和地区精密調査報告書		写し	S37-38	内閣府	同和対策事業のために、同和地区の詳細な状況や地図が報告されていたこと
甲27		国立公文書館デジタルアーカイブ		写し	H24.6.17	国立公文書館	同和地区精密調査報告書が公開されていること